

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第五十四回） 財務大臣 谷垣 禎一	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二条第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に九千七百七十万円、平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第一項の規定に基づき発行する額	二百八十二億円

財務省告示第百十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年三月二十七日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年三月二十四日

六 払込金額  
 七 最低額面金  
 八 振替単位  
 九 発行日  
 十 集の価格  
 十一 利率  
 十二 経過利子の払込み

す、額面  
 する、額  
 金、額  
 円、額  
 五、額  
 二、額  
 百、額  
 八、額  
 十、額  
 二、額  
 億、額  
 三、額  
 千、額  
 六、額  
 百、額  
 六、額  
 十、額  
 万、額  
 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 る。

平成十八年三月二十七日

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金  
 額に「日本郵政公社」の算式により算  
 出した金額を第十九号に規定す  
 る。す  
 る。す  
 る。す

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{7}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 について、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額(た

ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができ。

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times 1$$

十三	初期利子	平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。
十四	第二期利子	毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五	償還期限	平成二十三年三月二十日
十六	償還金額	額面金額百円につき百円
十七	元利支	日本銀行
十八	払集期間	平成十八年三月十五日から平成十八年三月二十日まで
十九	払込期日	平成十八年三月二十七日